

砂川市訓令第34号

令和4年6月1日

砂川市空家等対策推進会議設置要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

砂川市長 善 岡 雅 文

(別 紙)

砂川市空家等対策推進会議設置要綱の一部を改正する訓令

砂川市空家等対策推進会議設置要綱（平成30年訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

（設置）

第1条 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第7条第1項の規定に基づき、砂川市空家等対策計画（以下「計画」という。）の変更及び実施に関する協議を行うため、砂川市空家等対策推進会議（以下「会議」という。）を設置する。

第3条第1項中「会議は、」の次に「市長及び」を加える。

第6条の2の次に次の1条を加える。

（守秘義務）

第6条の3 委員及び会議に出席を求められた者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

附 則

この訓令は、令和4年6月1日から施行する。